

令和8年4月第4回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 招集年月日 令和8年4月10日 午前10時00分
2. 開会の時刻 令和8年4月10日 午前10時00分
3. 閉会の時刻 令和8年4月10日 午前10時53分
4. 会議の区別 令和8年4月総会
5. 会議の場所 本庁舎 会議室
6. 出席、欠席、遅参又は早退した委員の番号氏名

議席番号	氏名	出欠の別
1番	山縣 将伸	出席
2番	岡田 耕平	出席
3番	妹尾 宗夫	出席
4番	池田 実	出席
5番	太田 明	出席
6番	池田 和道	出席
7番	沼本 通明	出席
8番	樋口 昌子	出席
9番	入澤 靖昭	出席
10番	柴田 博行	出席
11番	松本 正幸	出席
12番	中山 克己	出席
13番	武村 一夫	出席
14番	吉岡 靖	出席
15番	後藤 勤	出席
16番	福島 康夫	出席
17番	池本 彰	出席
18番	石原 誉男	出席
19番	矢谷 光生	出席

7. 本会の書記 真庭市農業委員会事務局長 藤田 浩史
同 事務局次長 池田 政師

同	事務局	今石 健司
同	事務局主事	岡村 侑磨

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さん、改めましておはようございます。ただいまから令和8年4月総会を開会いたします。

それでは、矢谷会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

新年度になりまして、事務局のほうも非常に多くの異動がありました。

私たちもちょっと驚いたんですけど、何とか新しい体制でしっかりとまとまっていたいただきまして、委員との関係もつくっていただきまして、スムーズな活動ができるようお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

4月は、かなり雨の多い月となっております。非常に農作業にも影響するのではないかとこのように思いますけど、何とか忙しい時期になりますので、天候のほうも回復していただきたいというふうに思います。

世界情勢が非常に厳しい状態となっておりますので、今後の農業に及ぼす影響というのも非常に大きなものがあるのではないかとこのように懸念しております。いろんな対策のほうも市で考えていただいているというところがございますので、見守って、何とかしっかりと農業を助成いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

7月改選ということで、3月末までに人員を募りました。何とか人員確保ができたということでございます。まだ認定というところになっておりませんが、新しい体制でまた7月から発足するわけでございます。辞められる方、続けられる方、おられると思いますけど、何とかあと3か月ちょっと、この体制でしっかりと後につなげられるような活動に持っていかれたらというふうに思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員はありません。遅参委員もありません。よって、ただ

いまの出席委員は19名中19名で定足数に達しております。4月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は矢谷会長にお願いいたします。

議長 それではこれより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 それでは、議事録署名委員は[]委員、[]委員を指名いたします。

日程2、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、1ページをお開きください。本日審議していただく案件は10件となります。

農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に申請の田1筆2,096㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長

議 長 22番推進委員。
議案番号1番につきまして、4月2日、譲受人に聞き取り調査と現地調査をいたしました。

譲受人と譲渡人とは他人でございます。譲渡人は自営業ですが、主人亡き後も後継者がいなくて困っていたときに、譲受人から借地の話が出ましたが、貸すより買ってほしいと言うと、快く引き受けてくれました。そして、売買の話になりました。

譲受人は、主体はブドウを作っておりますが、その他にもいろいろ作付けをしており、農地を増すために買うことにいたしました。妻と2人で農業に励んでおり、いろいろとネットワークを広げて一生懸命農業をしておられます。

さきに書いてあるようなことは一切ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が北房の譲受人に申請農地、畑7筆2,660㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議 長 22番推進委員。

22番推進委員 22番推進委員です。

議案番号2番の件で、3月29日に譲受人から聞き取り調査をして、現地調査をかけ、現地確認をいたしました。

譲受人と譲渡人とは、血縁関係ではありません。譲渡人は市外に住んでおり、高齢で運転免許もなく、また後継者もなく、地元へ帰る気持ちは一切ありません。譲受人が日頃から管理をしているので、話をし
て贈与することになりました。

譲受人は、家の周りが譲渡人の土地であり、手入れをしないので荒れ

地になってはいけないと度々草を刈って、整備をしておりました。譲渡人から話があり、仕方なく引き受けました。譲受人が高齢化が進み、耕作放棄地も多くなることを心配しており、農業機械も大小をそろえているので、土地を受けることにいたしました。

また、さきを書いてあるようなことは一切ございませんので、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が同じく市外の譲受人に、申請農地畑1筆122㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 はい、2番です。

議 長 2番委員。

2番委員 当該地は宅地の前の菜園といったようなものでして、これは、譲受人は住宅を探しておりまして、それから譲渡人のほうは自宅の売却先を探しておった、そういうことでして、この当該地の移転は、住宅の移転に付随したものであります。

これは、仲介業者の方から3月末に説明を受けまして、4月4日、譲受人、譲渡人の双方と電話でお話をさせていただきました。それで、譲渡人は現在加古川在住です。それで、隣接する畑地共々家屋を処分したいということでありました。譲受人は農業経験はありませんが、農業高校の卒業生で、農業に対する知識を持っております。住宅取得後は当該地を家庭菜園として活用したいというふうに考えております。そして、またそれを行うことができると考えられます。したがって、農地法3条2項に抵触する件はございません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が市外の譲受人に、申請農地、田1筆1,910㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

4番の関係につきまして、3月28日に譲渡人と現地確認を行いました。申請内容について間違いはありませんでした。

両者は親戚等の関係がなく、他人でございます。所有権移転の理由としましては、譲渡人が体調が悪い、体調不良ということで、耕作ができない。そうした状況で、近所の同業者に水稻の栽培を委託しておりました。農地のあっせんを業者をお願いしておりましたが、今回、譲受人と売買による権利移転をすることで話がまとまり、今回の申請に至っております。

譲受人は会社員で、岡山在住です。夫と2人家族で、今後農業に関わっていきたいという希望を持っております。農機具等の関係につきましては、今後そろえていくということでありまして、こうした説明を受けております。また、所有する農地については当面これまでと同様に、水稻の委託栽培を考えていると、こうした説明を受けておりまして、特に問題はないというふうに考えております。ご審議方よろしくようお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願い致します。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が市外の譲受人に申請農地、田1筆304㎡、畑1筆99㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番委員さんから説明

をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 3月29日に、譲受人とは現地で、譲渡人とは電話で確認をいたしました。2人は親子で、今回親のほうも年で贈与ということになって、譲受人は実家の管理によく家のほうに来ていまして、畑のほうは実家のすぐ隣で、田のほうはその下にあって、それを少し作ってみたいということで譲渡人から借りて使うということで、事務局の方に聞いたら、そういうのはありだという話であったそうです。

譲受人は、世帯は2人ですけど、本人が実家のほうの管理に来て、そのついでにいろいろやってみたいということで、本人もいろいろと行動力のある人なので、きっちりやられると思われれます。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、落合の譲渡人が久世の譲受人に申請農地、田1筆529㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。

番号6について、報告をいたします。3月30日に、譲受人立会いの下に現地確認を行いました。また、譲渡人の意向は電話にてお聞きしました。

譲受人と譲渡人の関係は、親子です。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は申請農地のすぐ隣に居住しており、苗木畑として申請農地を耕作していたことと、譲渡人が高齢により、贈与してもらうことで話がこのたびまとまったものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲

受人が1人で現在も申請農地を耕作しており、農機具は管理機等を所有しており、今後とも営農を続けていくものと思われます。そのほか、指摘事項も特にないので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号7でございますが、久世の譲渡人が湯原の譲受人に申請農地、畑1筆212㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 この案件については、私が説明させていただきます。

4月3日に現地調査を行いました。譲受人と譲渡人は、その関係であります行政書士の方が立ち会われました。後で、譲受人の方とは電話で話をしました。

この農地は大分前から耕作はされておらず、草刈り等の管理だけを譲渡人が行っていたということでございますが、それも大変となってしまって、何とかほかのことで使えないかということで、駐車場等の利用も考えたそうですけど、市道からの入り口が非常に狭いところで、これは諦めざるを得なかったということでございました。

そこで、農地を受けてくれる人を探しておりまして、業者の紹介がありまして、譲渡人との話が決まったものでございます。無償贈与でございます。譲受人は湯原で農業されているんですけど、この用地を耕作、利用されるのは譲受人の娘さんであります。この農地の近くでB型の事業所等を経営されておられまして、この農地を利用されるというところでございます。農機具等は自宅から持ってこられて使うということでございました。非常に大変な場所であります。狭いところでございますが、持続して作っていただけるようによく言わせていただいております。その他、指摘事項はございません。よろしくお願ひいたします。

それでは、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、落合の譲渡人が勝山の譲受人に申請農地、田

2筆2, 257㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 推進委員34番です。

番号8について、ご報告いたします。4月の5日に譲受人、譲渡人の立会いの下、聞き取りと現地確認を実施しました。譲受人と譲渡人の関係はありません。

権利を移転する事由の詳細ですが、譲渡人は数年前まで申請地の近くに住んでいましたが、現在は別のところに住んでおられ、耕作もしていないことから今後どうするかと思っていたところ、申請地の近くに住む知人から譲受人を紹介され、お互いの話がまとまり、申請するものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在、お父様、息子さん、従業員2名の計5名で、真庭市内で広く水稻をされており、約20ヘクタールを耕作されています。農機具も全て持っておられますので、問題はないと思われます。非耕作目的の取得ではありません。必要な農作業に従事すると認められます。その他の指摘事項もありません。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、湯原の譲渡人が同じく湯原の譲受人に、申請農地、田1筆1, 614㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 私ちょっと吃音の癖がありますんで、聞きにくいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

第3条のこの案件なんですけれども、これは3月の28日ぐらいでしたかね、譲受人のところに参りまして、いろいろ話をさしてもらったんですが、1回ではなかなか理解してもらえず、3回ぐらい行って、何とか了解してもらったわけですが、ここの一応譲受人は、ここの家の長男さんでございまして、農業も時期には一生懸命されていますが、本来ずっと林業で生活をされています。その中で、なかなかお会いすることができませんでしたので、父親のほうといろいろなことを説明しながら、話をしてまいりました。

この中でいきますと、譲受人と譲渡人との直接の関係はありませんけれども、譲渡人が体調を崩して仕事ができない。現実にもう家に籠って何もできない状況でございまして、その周辺の所有している農地は近くの農家の方が水稻の作付けをしたり、それから、現実的にここの譲渡人は家に独り暮らしでございまして、ここ数年、ずっと家の中で生活してございまして、なかなか外にも出られなくて、現在はお姉さん夫婦が少なくとも週一遍、この家に見えられまして、田んぼの草刈りからいろいろなことを全てやってらっしゃるのでございます。

そういう中で、ではどうしたらいいかということで、このお姉さん夫婦は、真庭市で生活されておりますが、ちょっと遠いところなんで時間がかかってございまして、このご夫婦ももうそろそろ限界が来ると。自分たちがやっている仕事がなかなか進んでいかないという状況を聞きました。それで、そういう話を詰めながら、譲受人に何とか利用してもらおうと思っております。いろいろ説明した結果、できる限り、水稻にするか何にするか、ちょっと今すぐには答弁できないけれども、農機具をちゃんと持っておりますので、何とか農業をするようにしますという返事をもらっております。

以上、いろいろなことがありますけれども、こちらもそれ以上のことは言えませんので、どうぞご承認をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に申請農地、田1筆155㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議 長 9番委員。

9番委員 9番です。

番号10について、現地調査4月1日、譲渡人立会いの下、行っております。当日夜に、譲受人に電話で確認しております。

権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は、同じ集落に住む知人同士です。申請地は、譲受人の畑の一部のようなところに位置しているため、使い勝手も悪いので、譲受人に一体の畑として任せており、このたび無償譲渡を持ちかけたところ、話がまとまったものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人と妻、子供3人の5人暮らしで、会社勤めをしながら所有する畑を管理しております。忙しい時期には、譲受人の妻、別居する母親が草刈など、必要に応じて農作業を手伝っております。トラクター・草刈り機等所有しておりますので、申請地取得後も農業に従事することが認められます。その他、指摘する事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程3、議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件でございます。

3ページを御覧ください。

番号1でございます。申請人 北房は、銅板の特殊塗装場を営んでいます。現在使用している駐車場の一部を工場の建物として利用することから、申請農地、田2筆889㎡を従業員駐車場とするため、転用申請するものです。農地区分は、1種農地と判断されます。

なお、備考にも記載しておりますとおり、農振農用地区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用は、土地造成100万円となっております。資金の内訳ですが、自己資金100万円で、残高証明により資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図と造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 3月29日に申請人立会いの下、現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、申請人は、今言われたとおり会社経営をされており、工場の増設のため、現在の駐車場に工場を増設するため、社員駐車場確保のため、工場に隣接する農地を駐車場にしたいと申出がありました。

申請地の位置ですが、会社の敷地から隣、東に入った場所になります。周囲の状況ですが、北は中国自動車道斜面農道、西は申請人の工場、南は申請人の雑種地、東は申請人の農地になります。周辺の農地への影響ですが、駐車場です。また、周辺農地も申請人の農地になります。影響はないと思われれます。その他、指摘事項はありません。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2につきましては、 委員の親族が申請人となっている議案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので、それでは退席をお願いいたします。

< 委員退席>

議長 それでは、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございます。

申請人 落合は、自宅敷地内で家族の所有する自家用車を駐車するスペースが手狭となっているため、申請農地、畑1筆156㎡にカーポートを建築し、駐車場とするため転用申請するものです。

農地区分は1種農地、3種農地のいずれの要件にも該当しないため、2種農地と判断されます。建ぺい率は41%となっております。転用に伴う費用は、土地造成、建物施設を合わせて312万円となっております。資金の内訳ですが、自己資金312万円で、残高証明により資金の確認ができております。添付資料として、被害防除計画書のほ

か、土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 はい、それでは現地調査をした結果の報告をいたします。

現地調査は、3月の27日に申請人立会いの下に調査をしてまいりました。

先ほど事務局からお話がありましたように、自家用車、家族のものが5台ありまして、その5台の車は現在宅地の中に止めておるんですけども、非常に狭く、これを解消するために、自宅前のある畑を造成してカーポートにするということでございます。

申請地の位置等でございますけれども、申請地の南側は市道田原幹線に面しておりまして、東と北は自宅の敷地に面しております。西側は畑となっております。

そういう環境の中で、農地は西側の畑だけですけれども、申請地を埋め立てすると市道と高さが同じになり、その雨水は市道の排水溝のほうに流れるようになりますので、隣にある畑には何ら障害は発生をいたさないと思われまして、そういったことで、特に指摘事項はございませんので、審議方よろしくようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、ここで番号2の質疑に入ります。

番号2、質問はありませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、番号2は原案のとおり可決されました。

ここで■■■■委員は入っていただいて結構です。

<5番委員入室>

議 長 それでは番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございます。申請人 勝山は、既存の墓地が山間部にあり、参拝や管理が困難となってきたことから、申請農地、畑1筆20㎡を墓地とするため、転用申請するものです。

農地区分は1種、3種農地のいずれの要件にも該当しないため、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は土地造成、建物施設を合わせて300万円となっております。資金の内訳ですが、自己資金300万円で残高証明により資金の確認ができております。添付書類として被害防除計画書のほか、土地利用計画図等墓地造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 はい、議長。

議 長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。番号3について、報告します。

3月31日に現地確認及び調査を行いました。転用しようとする事由ですが、現在の墓地は申請地の東側の雑木林の中の斜面にありまして、維持管理が大変なことから今回の移転を思い立ったものです。

申請地の位置は、JR月田駅から新見方面へ2キロほどの県道沿いのところとなります。周囲の状況ですが、東が雑木林、西が復耕作の畑、南が一部耕作の畑、北が県道となります。農地転用による周辺農地への影響は全くないと思います。また、申請地の隣地及び周辺住民の承諾は得ているとのことでした。その他、指摘事項はありません。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号 1、番号 3 の質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議については、番号 1、番号 3 は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 4、議案第 1 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主事

議案第 1 3 号、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案 5 ページをお開きください。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業の担い手育成財団が農地の貸し手から賃貸借権等の設定を受けて、中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による貸借権設定を同時に行うもので、田 3 7 筆、畑 1 0 筆が貸借権設定されるものでございます。

案といたしまして、令和 8 年 5 月 1 2 日付けでの公告の予定でござい

ます。

内容については、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それではお目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第14号、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第14号について説明いたします。10ページをお開きください。

議案第14号、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について、本件は令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、全ての農業委員会において取り組み、自ら計画を策定し、活動の点検・評価を行うものです。承認いただきました後には市のホームページに掲載し、公表することとしています。

ページの右側、ローマ数字のⅠ、農業委員会の状況につきましては各自お目通しください。

1 ページお進みいただき、11 ページを御覧ください。

ページの左側、ローマ数字のⅡ、最適化活動の目標1、最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、①現状及び課題、令和8年4月現在なので、令和7年度の統計における耕地面積と担い手への集積面積になり、集積率は22.6%です。

②目標、令和4年2月25日付けの農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」によりますと、「都道府県が定めた目標に則して、市町村ごとに目標設定の考え方等が示されているときには、当該目標を農業委員会の目標として設定できる」とあります。

真庭市は、平成29年2月に定めた「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」において、令和12年度に集積率43%を目標に設定しているため、43%を当該目標として設定しております。よって、令和12年度に43%の集積率を達成するために、今年度の新規集積面積の目標を218.5ヘクタールとしております。

(2) 遊休農地の解消、①現状及び課題、1号遊休農地が768.7ヘクタールです。1号遊休農地とは、再生利用が可能な遊休農地で、緑区分と黄色区分に分けられます。緑区分は草刈り等により直ちに耕作可能な農地で、黄色区分は基盤整理事業等により耕作可能となる農地です。両者を区別するのは困難なため、緑区分にまとめて集計しております。

②目標、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積については、令和4年から令和8年までの5年間で減少させることを目標に設定する必要があります。令和3年度の利用状況調査で、緑区分と判断された1号遊休農地は276ヘクタールとなっており、今年度は55ヘクタールの解消面積を設定しております。

ページの右側をご覧ください。(3) 新規参入の促進、②目標です。令和5年度から令和7年度の権利移動面積の平均の1割以上を目標と

するため、16.6ヘクタールに設定しております。

2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標。月に6日以上の実施する必要があるため、月6日を目標に掲げております。

(2)活動強化月間の設定。局長通知により、毎年度活動強化月間として3か月以上設定することを目標として設定するものとあるため、8月から11月の予定で設定しております。

(3)新規参入相談会への参加目標、岡山県が「晴れの国おかやま就農相談会」を行っており、岡山市内で開催される5月、9月、2月のうち、2月に開催される相談会に参加することを予定としております。

以上、簡単ではございますが、令和8年度最適化活動の目標設定等(案)の決定についての説明でした。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それではお目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号、令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第15号、真庭市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正についてを議題といたし

ます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局次長 議案第15号について、ご説明いたします。

12ページを御覧ください。

議案第15号、真庭市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について、本規則は農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱するための規定であります。

農業委員会の農業委員の選任については、真庭市農業委員会の委嘱の選任に関する規則で定められており、先般、真庭市において規則の一部改正が行われたところであります。

今回、農地利用最適化推進委員に関する本規則も農業委員に関する規則と同様に改正を行うための議案上程となります。

改正の内容ですが、令和7年6月11日に総務省自治行政局公務員部長通知「営利企業への従事に係る任命権者の許可に関する留意事項について」より、地方公務員において、一律に兼業禁止するものではなく、基本的原則を満たす場合においては、任命権者の判断において、兼業を認めることが可能となる旨、示されたところであります。

しかし、農業委員及び推進委員の選任に関する規則では、市の職員であるという理由により推薦または応募から除外される要件となっており、このたび改正を行うものであります。

以上で議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをしてください。

それではこれより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。はい、どうぞ。

7番委員 法令等により、兼職が禁止されていないものというのは、どのようなものですか。よろしく申し上げます。

事務局次長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 市の職員の兼業が可能となるためには、他の業務を兼業しても市職員としての職務専念義務が果たせるような状況、また兼業する業務と市職員の業務との間に利益の相反行為が生じないなどの総合的判断を行う必要がありますので、そういうところが条件になると思います。

7番委員 これは、誰が判断するの。

議長 事務局。

事務局次長 申請をする際の全体の判断になりますので、その者の上司あるいは総務課のようなところが該当すると考えます。

議長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、真庭市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第7号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程8、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 はい、議長。

議長 はい。事務局。

事務局次長 報告第7号及び報告第8号についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

報告第7号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

続いて、報告第8号についてご説明いたします。

15ページをお開きください。

報告第8号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の3件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で、報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長 報告第7号、報告第8号について、質問意見等ありましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

質問意見等ないので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、石原職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

18番委員 これからは農繁期に入ると思いますが、体調管理、事故等には気をつけて頑張ってくださいと思います。今日のご苦労さまでした。

議長 次回、5月総会は5月11日月曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

以上で4月総会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時53分 閉会)